

# 高額療養費

○ 1人の人が1ヵ月の間に1つの医療機関で5万1千円以上の一部負担金を支払った場合は5万1千円をこえた分は、あとで国保から払い戻してもらえます。

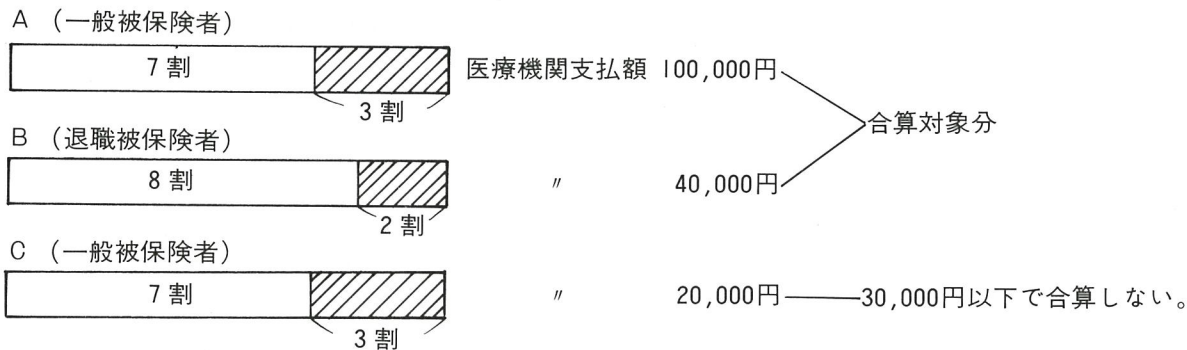
これが高額療養費支給制度です。

今回、法律改正があり、高額療養費支給制度の仕組みが改善され、昭和59年10月1日から次のような場合でも給付されることとなり、自己負担が軽くなることとなりま

した。

- ①同一世帯で同一月に3万円以上の自己負担が2件（回）以上あった場合（同じ国保の被保者に限る）
- ②同一世帯で前12ヵ月間に4回以上の高額医療費の支給を受ける場合
- ③長期療養で高額な治療を継続して行う必要のある病気の場合

## ①の場合——（例）



$$\text{高額療養費支給額} = 100,000\text{円} + 40,000\text{円} - 51,000\text{円} = 89,000\text{円}$$

## ②の場合

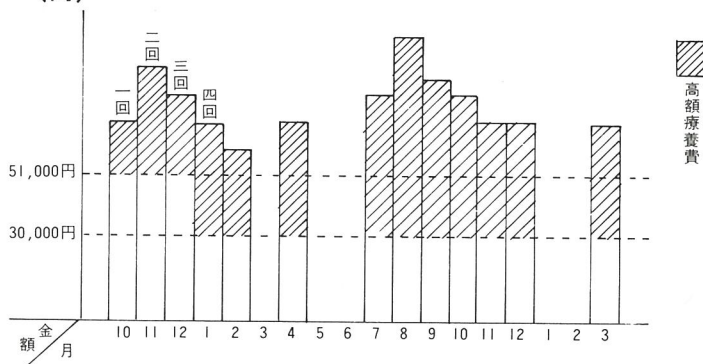
一つの世帯で1年間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合は4回目から高額療養費の支給対象額は1ヵ月3万円（非課税世帯は2万1千円）をこえる額となり、3万円（2万1千円）を超えた医療費は、全額あとから払い戻されます。

1年間というのは最初の高額療養費の支給を受けたときから12ヵ月間ということです。

12ヵ月間を経過してから後も、どの12ヵ月間をとっても4回以上高額該当という状態が続くかぎり3万円（2万1千円）を差引いた額が払い戻されます。

この場合でも回数が通算されるのは、同じ国保の被保者に限られます。

## （例）

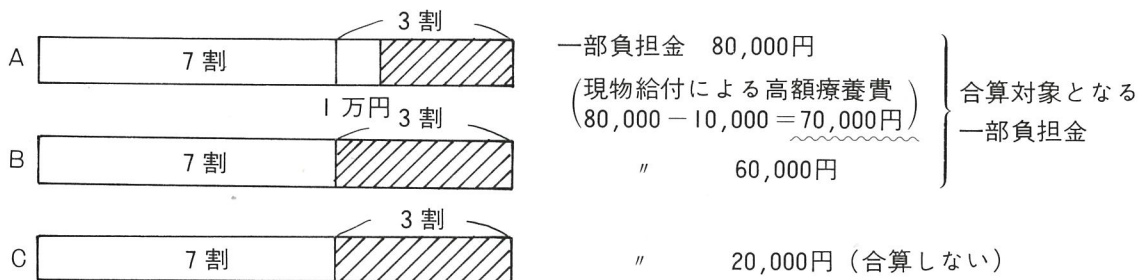


なります。又、その負担金が3万円（非課税世帯2万1千円）を超えるときには、その1万円を世帯合算の対象とします。

## ③の場合

長期にわたり、厚生大臣の定める疾病（人工透析等）に係る療養を受けた場合には、一部負担金相当額が1万円を超える場合にその額から1万円を控除した額が現物給付と

（例） 3人世帯（Aが厚生大臣が定める長期高額疾病に係る療養を受けた場合）



$$\text{（長期高額疾病に係る一部負担金）} \quad 10,000\text{円} + 60,000 - 51,000 = 19,000\text{円}$$

$$\text{従って、この世帯が受ける高額療養費の額は} \quad 70,000\text{円} + 19,000 = 89,000\text{円}$$